

令和元年12月10日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
児 玉 憲 司	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
設 楽 伸 子	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	中 田 隆 行	企 画 創 成 課 長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さ くら ぼ 観 光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第4号

第4回定例会

令和元年12月10日(火)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第54号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- // 2 議第55号 寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- // 3 議第56号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
- // 4 議第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- // 5 議第58号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- // 6 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- // 7 議第60号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- // 8 議第61号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- // 9 議第62号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- // 10 議第63号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- // 11 議第64号 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- // 12 議第65号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
- // 13 議第66号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- // 14 議第67号 指定管理者の指定の期間の変更について
- // 15 議第68号 土地の取得について
- // 16 議第69号 市道路線の認定について
- // 17 請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願
- // 18 質疑
- // 19 予算特別委員会設置
- // 20 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再

開

午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）から日程第17、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

質 疑

- 柏倉信一議長 日程第18、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてに対する質疑はありませんか。國井議員。

- 國井輝明議員 質問させていただきます。

山形市との連携ということでの議案ということでもありますけれども、私自身、大変申しわけございませんが、なかなか理解しにくいところがありまして、この中身につくましても具体的な取り組む内容というのがちょっと見えにくいとも感じております。

しかしながら、山形市との連携ということで、とても大きな取り組みであると感じております

し、まず市民に説明が余りないといえますか、我々議員には議員懇談会で説明がありましたが、そうした中であって議決を先に先行してそういった議論のテーブルにのせて進めるということでもありますので、我々も先に議決をするということでの責任の重さをちょっと感じているところでもあります。

そんな中で2点ほど確認の意味で質問させていただきたいと思っております。

具体的に山形市との協議を進める上で、全てにおいて連携して取り組むというふうになっておりますけれども、寒河江市において今後全て連携して進むということを書いてありますが、できれば寒河江市が損をするようなことがないのかどうか。もしこれから議論していく上で、そうした方が一寒河江市が損をするようなことにならないようにしてほしいということについて、その辺の考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、連携中枢都市圏の形成に関する連携協約について御質問をいただきましたが、これは山形市と周辺の自治体との協約ということで今進められているわけでありましてけれども、当然のことながらお互いの自治体にとって、今風に言えばウイン・ウインの関係を保つような内容について、具体的に、後ろの別表にあるような項目を総括的にまずテーブルに着いて、その後実際にそれぞれの項目について協議を進めていって、お互いがこれから協約を結んでよくなるような項目について詰めていくという最初のスタートだと理解をして進めているところでもありますので、当然寒河江にとっても、もちろん山形市にとってもそれぞれ利益があるというんですか、いい関係になるような項目について協議をしていくということになっておりますので、そういう形で御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。市長の答弁でしっかりとそういった答えをいただけたということは大変うれしく思いますし、力強く感じます。

しかしながら、やはり中身が見えないということに私自身ちょっと不安を感じますので、その協議を進めた上で協約を結ぶというか、そしてスタートさせてからなんですけれども、それを後戻りというか、もとに戻すことはできるのかどうかということだけ、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この連携協約は、そもそも地方自治法第252条の2の規定に基づいて進めていくということになっているわけでありましてけれども、第252条の2の第4項において「連携協約を変更し、または連携協約を破棄しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない」ということで、またそのときは議会にお示しをして議決をいただくという形になっております。規定になっておりますので、そういう形で破棄したり変更したりして見直すことができるようになっておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 しっかり理解いたしました。ぜひ山形市、寒河江市にとってウイン・ウインな関係になるように進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第68号土地の取得についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第69号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第19、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第20、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第55号、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第68号、議第69号、請願第2号
厚生文教常任委員会	議第67号
予算特別委員会	議第54号

散 会 午前9時40分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

